

# 海岸まちぢから

第5号

住んで良かったまちづくり

発行日 令和3年3月15日 第5号  
発行人 海岸地区まちぢから協議会  
会長 林 正明  
海岸地区コミュニティセンター内  
TEL 0467-82-6618  
印刷 ストリートファクトリー  
TEL 0467-81-5594

2020年度は、新型コロナ感染対策として、海岸地区まちぢから協議会の主催行事は全て中止となりました。地域と行政を繋ぐ市民集會も残念ながら開催できませんでしたが、2019年度の市民集會以来、懸案となっている案件について、その後の進捗状況を市役所に回答いただきましたので、お知らせいたします。

## 1 雄三通りの歩道部分のバリアフリー化について

- これまで市民集會において、雄三通り(特に鉄砲道から国道134号まで)を安全・安心な道路とするため、歩道の整備及びバリアフリー化の実現を、数年にわたり強く要望してきた。
- この件に関しては市行政側としても強く認識しているとのことで、令和元年8月には市行政と海岸地区まちぢから協議会と合同で、雄三通り・鉄砲道交差点から134号線までの現地確認調査を行い、雄三通りの歩道と車道の段差を解消しバリアフリー化を実現するため、雨水排水方法の改修についても提案させていただいた。
- その後、令和元年の12月には、現地調査の結果を踏まえて、市広域事業政策課とともに具体的な歩道の不具合箇所の写真を地図上にプロットしてまとめ、雄三通りの管理者である神奈川県に対して市から改修の要望を提出していただいた。
- 本件について、市企画部長から、「雄三通りの道路拡幅や歩道整備については、引き続き事業主体や整備手法も含めたあらゆる可能性を模索していくとともに、神奈川県と協議したいと考えている。雄三通りの歩道の段差解消については、市と地域が同じ方向性に向けて一体となって取り組んでいくことが何よりも大切なことであり、今後も地域とともに課題解決に向けて取り組んでまいりたい。」との回答をいただいた。
- しかし、今日に至るまで、雄三通りの改修工事は一向に着手されず、危険な状況は全く解消されていない。その後の神奈川県との協議の経過、及び

今後の進め方について、市行政の考えをお答えいただきたい。

## 【回答】企画部広域事業政策課

県道310号(通称 雄三通り)につきましても、歩行者、自転車、自動車等の交通量に対し幅員が狭く、さらに、市道0121号線(通称 鉄砲道)以南では歩道の段差が多いことは、本市としても強く認識しております。そのため、本市では、令和元年8月に地域の皆様と合同で現地調査を実施し課題をまとめ、解消に向けて令和2年1月に神奈川県藤沢土木事務所に要望書を提出しました。現在、神奈川県と本市は県道310号の改修に向けた具体的な検討を進めており、令和2年度の前半は新型コロナウイルスの影響で協議が十分にできない状況でしたが、6月から神奈川県との協議を再開しています。まずは、地元との協議の上、一定の歩道幅員があるものの段差が著しく自転車の転倒事故等も確認されている東海岸南二丁目の一部区間について、令和2年度中には、神奈川県藤沢土木事務所において、段差を解消するための歩道改修工事を予定しています。今後も、計画的に改修を進めていきたいと考えていますが、施工には様々な課題が想定され、課題解決には、地域の皆様の協力が不可欠なため、地域の皆様、神奈川県、本市が連携して取り組むことが重要であると考えております。

## 2 海辺沿い道路周辺の整備について

- 昨年の市民集會において、浜辺沿いの道路(サイクリングロード)周辺は補修が未完成であり、ウッドデッキは応急処置の状態のまま放置されていること。また、旧市営プール跡地は長年にわたり全

く活用されていない状態であることについて、市及び県の整備補修対策を示していただきたいとのお願いをした。

その後、台風の影響により甚大な被害を受けたラチエン通り入り口付近から東側の崩落したサイクリングロード、破損した竹箒柵等は復旧していただいた。

しかし、一中通り前の浜辺のウッドデッキは現在も未補修のままで、トラロープで囲まれて藤沢土木事務所のパイロンが置かれている。また、市営プール跡地はいまだに鉄パイプのフェンスで囲まれたまま大変見苦しい景観を呈している。

本件について、その後の神奈川県との協議の経過、及び「茅ヶ崎海岸グランドプラン」の今後の見通しについてお答えいただきたい。

### 【回答】企画部広域事業政策課・経済部産業振興課

海岸のサイクリングロード及びその周辺(以下「サイクリングロード等」という。)につきましては、サイクリングやジョギング、ウォーキングなど様々な形で利用され、市民の皆様が行き交う憩いの場所となっています。しかしながら、令和元年10月に発生した台風第19号の影響で、サイクリングロード等に甚大な被害が生じたため、本市では、管理者である神奈川県に対し早期復旧の要望を行いました。

現在、崩落したサイクリングロード及び竹箒柵の復旧は完了していますが、一中通り前の浜辺のウッドデッキは、安全性を重視し、現在一部立入禁止の措置を行っています。

また、景観上好ましくない状態であることは神奈川県や本市も十分に認識しております。

神奈川県では、限られた予算の中で、サイクリングロードや竹箒柵の復旧を優先的に行ったことから、現時点でウッドデッキの補修に係る予算が確保できていない状況であり、このまま長期間放置しておくことは景観上も利用上も好ましくないため、財政状況を踏まえ補修は行わず、撤去工事を進めております。

本市としても、ウッドデッキの早期撤去を要望するとともに、神奈川県と連携して適切な管理に取り組んでまいります。

漁港周辺地区におきましては、令和元年度の回答のとおり、今後の土地利用を計画的かつ円滑に進めていく指針として、『茅ヶ崎海岸グランドプラン』を平成19年3月に策定し、市営プール跡地を含む一帯をC地区(中海岸三丁目の国道南側)と位置付け、国道

134号からの眺望を活かした広場として整備することとしております。

現在、整備に向けて、整備地の主な土地所有者である神奈川県と協議を重ねておりますが、様々な課題があり、協議に時間を要しております。

このような中で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大という危機事態に直面し、本市としては感染拡大防止対策や緊急経済・生活対策、危機事態収束後の強靱化対策を早急に講じることを最優先に、行政運営を行わざるを得ない状況となっております。

今後も、引き続き神奈川県と協議を重ねていくとともに、新型コロナウイルスが与える本市財政への影響や、令和3年夏に開設予定の漁港北側駐車場の利用状況に注視しつつ、次期茅ヶ崎市総合計画(令和3年度より開始)や茅ヶ崎市総合計画実施計画の策定過程の中で、具体的な活用方策も含め市営プール跡地に関する議論を深めてまいります。

### 3 海岸地区における集会施設の整備について

平成30年度の市民集会において、東海岸南二丁目の神奈川県警独身寮跡地の活用を提案した住民要望に対し、茅ヶ崎市の財政状況から買取は困難であるとの回答があった。

さらに令和元年度の市民集会では、令和2年8月1日で廃寮となることが確認された神奈川県警独身寮跡地の活用について、神奈川県の状態を市がどのように把握されているかを質問した。また、海岸地区にコミュニティセンターを新設することについては、資金的に無理と決めつけるのではなく、どうしたら建設することができるかを、住民とともに検討してゆくことを切に要望し、総務部長から次の様な趣旨の回答をいただいた。

- ・ 神奈川県警の警察独身寮用地は、海岸地区に一定規模の公有地がない中では、地域集会施設など地域の活動拠点としては十分な面積であると認識をしている。
- ・ 現在のところ、神奈川県から本市に対しての買い取りの打診はない。
- ・ 厳しい財政状況の中、警察独身寮用地を買い取り、市として新たな事業に取り組むことは非常に困難。
- ・ 海岸地区における新たなコミュニティセンター建設については、現段階では長期的な取り組みとなり、引き続き、様々な可能性を地域の皆様と

ともに研究していきたい。

● 以上の回答を受け、海岸地区における新しい集会施設の建設についての進め方は、行政とまちぢから協議会が話し合いながら可能性を探っていくものと理解していたが、本年7月のまちぢから協議会の役員会及び運営委員会において市総務部長から、『3月19日に県から市に対して神奈川県警独身寮跡地取得意向の正式な照会があり、その後、庁内関係部署と協議・検討を進め、財政難であることなどから用地取得は困難であるとの結論を出し、5月29日に県に対して回答した。』との結論のみが報告された。県から照会がありその後結論を出すまでの間、まちぢから協議会(地域住民)には一切の相談がなかった。

● 県から取得意向の紹介があってから取得断念の回答をするまでの協議・検討の経緯について、地域住民が納得できるような報告を、改めてお願いしたい。

#### 【回答】総務部市民自治推進課

神奈川県警察独身寮用地の用地(以下、「当該用地」という。)を新たに取得し、海岸地区の地域集会施設を再整備して欲しいとの御要望については、平成30年度の市民集会、平成31年4月2日付け「海岸地区市民集会における質問に対する回答について」、令和元年度の市民集会の回答において、地域集会施設未整備地区(松林地区・湘北地区)への対応や現在の厳しい財政状況により、非常に困難である旨をお伝えしているところです。このことから、令和2年3月19日付けで神奈川県より当該用地の取得意向に関する正式な照会があったときに、①用地取得は、非常に困難である主旨を既に地域の皆様に回答していること、②土地取得に関する行政間の協議であったこと、③神奈川県の財産に関することでもあり慎重な対応が必要であること等の理由により、最終決定に至るまでの間、庁内関係部署のみでの情報の取扱いといたしました。また、当該用地取得に関する庁内関係部署及び理事者との協議においては、当該用地の取得は、①本市よりも先に海岸地区の住民の皆様が情報を入手しての提案であったこと、②今後、同規模の土地を行政間での協議により入手できる可能性は非常に低いということなどを念頭に、様々な視点から遺漏がないようしっかりと検討いたしました。

検討結果につきましては、神奈川県より取得意向の照会があった時期が、新型コロナウイルス感染症が

拡大していた時期と重なり、今後の行政運営、行政経営の見通しが更に厳しさが増したこともあり、当該用地の取得は断念せざるを得ず、地域の皆様の御要望にお応えできない状況となりました。

当該用地の取得は、断念いたしました。近隣地区に所在する公共施設の図書館を始め、茅ヶ崎公園体験学習センター「うみかぜテラス」の予約、利用手段の負担軽減による利便性の向上など、公益的な活動に取り組む海岸地区まちぢから協議会等の活動を推進するために必要な支援を引き続き行ってまいりますので、今後も御理解と御協力をいただきますよう、よろしくごお願い申し上げます。

#### 4 地域防災、特にクラスター火災対策の取り組みについて

● 昨年度の市民集会において、市、まちぢから・自治会が協力してクラスター(延焼運命共同体)火災対策に取り組み、海岸地区の感震ブレーカー設置率が2019年には54%であることを説明し、さらに新築建物への感震装置を促進する手立てとして、東海道線以南の地域については、建築確認申請において感震装置設置を義務化する条例を制定するか、少なくとも感震装置を設置するよう注意喚起する書面を交付することを提案した。

● 本件について、都市部長から次の様な趣旨の回答をいただいた。

- ・戸建ての住宅などの小規模な建物の確認申請の審査には、感震ブレーカーなどの電気設備については含まれていない。
- ・建築基準法の電気設備に関する規定は、関係法令との調整が主な目的となっており、直接的な規定ではないため、関係法令に対して条例で義務を課するという事は難しい。
- ・感震ブレーカーの普及啓発のチラシを、確認申請に係る消防長の同意後における副本返却時及びまちづくりの条例の建築に係る届出の提出をする際に配布し建築主及び設計者に対する注意喚起を図っている。
- ・平成28年には、市内の建築士事務所協会、建築士会、建設業協会及び住宅メーカー等へ積極的な感震ブレーカーの設置を依頼しており、今後も建築物の設計や工事において、感震ブレーカーが考慮されるよう、普及啓発を進めていく。
- ・感震ブレーカー設置の全国的な動向として、電

気法規に準ずる民間規格の「内線規程」が平成31年4月に改定され、防火地域及び準防火地域内の建築物には、感震ブレーカー設置を遵守することとなり、感震ブレーカー設置の普及促進が期待されると考えている。

市として、引き続き感震ブレーカー普及啓発の取り組みに力を入れていくとのことだが、感震ブレーカー設置は海岸地区のみ設置率を高めても、隣接する浜須賀地区、茅ヶ崎南地区、南湖地区の設置率を高めなければ他地区からの延焼を防げない。行政としてクラスター地域全体の感震ブレーカー普及率向上に向け、隣接各地区に対する今後の施策についてお答えいただきたい。

#### 【回答】市民安全部防災対策課・

#### 都市部都市政策課・消防本部予防課

大規模なクラスターが存在する本市において、感震ブレーカーの設置は地震時の出火件数を減らす有効な対策であると認識しています。

そのため、市内で大きなクラスターが近接する東海道本線から南側の地区(南湖地区、松浪地区、浜須賀地区、海岸地区、湘南地区、茅ヶ崎地区)をモデルとして、平成26年度と平成27年度に感震ブレーカー設置検証を実施しました。

検証の結果、感震ブレーカーを速やかに普及させるためには、地域と連携し展開することが効率的・効果的であったため、検証に協力していただいた自治会等の意見を参考にしながら、平成28年度に感震ブレーカーの設置に係る補助金制度を創設し、設置の促進を図っています。

また、普及啓発として、感震ブレーカーの設置を検討しているまちづから協議会や自治会、自主防災組織、及び防災リーダーを対象に研修会を開催し、地域の防災意識を高めるための防災まちづくりワークショップ等のイベントや高齢者世帯の防火訪問を活用した火災予防普及啓発活動等を行っています。

現在、地域によって感震ブレーカーの設置率に差が生じていることは認識しており、継続的な取組が必要であると考えています。

今後は、コロナ禍における新しい生活様式を踏まえ、ホームページにおける情報発信を充実させるとともに、ハザードマップの配布に合わせてチラシを配布し、まちづから協議会定例会等で地区ごとの設置状況を報告するなど、クラスター地域全体の普及率向上に向けて、引き続き取り組んでまいります。

## 5 避難所運営について

平成30年度の市民集会で「公助に繋げる情報伝達について」として、平成29年10月に実施した海岸地区合同防災訓練での「情報伝達訓練」においてMCA無線とGIS使用が大変効果的だったことを報告し、地区防災拠点である小中学校へのWi-Fi機能の設置とインターネットによる災害情報システムの構築について、市の方針を質問し、防災対策課から次の様な趣旨の回答をいただいた。

- ・市では、災害発生時に被災状況を瞬時に把握する「茅ヶ崎市災害対応GISシステム」を平成28年度から導入し、災害対策本部の意思決定支援システムとして活用している。
- ・海岸地区防災訓練において、災害対策地区防災拠点との情報共有にも活用できることが分かったが、災害対策地区防災拠点で活用することは、費用面や設備面での課題が多いため、インターネットを活用した情報収集、情報共有の仕組みを研究していく。
- ・災害対策地区防災拠点である小中学校の機能強化に向け、Wi-Fi設備のための電源確保等を含めて全庁的に検討を進めていく。

最近では小中学校をはじめ公共施設におけるWi-Fi設備の普及が急速に進み、インターネットの活用が比較的容易になった。また、今年は新型コロナウイルスに襲われ、避難所運営における感染症対策の観点も大変重要な事項であると考えている。このような状況にあって、避難所運営におけるデジタルシステムの活用、及び感染症対策について、市行政のお考えをお聞かせいただきたい。

### (1) GIS・地理情報システムの活用について

本年度から東海岸小学校においてもインターネット環境が整備されると伺っており、今後は、災害時の情報迅速化・精度向上が適えられ、大きな戦力と共に減災に繋がることを期待している。来年度の防災情報受伝達訓練には、参加者にその素晴らしさを披露していただきたいと思う。

### (2) MCA無線の配備

現在、約270か所の指定避難所、コミュニティセンター、公民館等にMCA無線が配備されている。災害時の避難所等の運営は、基本的にはその地域の「まちづから協議会」が行政と一緒にやって行く。まちづから協議会の各自治会等はコストの安い簡易デジタルトランシーバを

使用しているが電波に多くの制限があり、通信に支障をきたす。通信は行政と意思疎通を図る上での重要な手段であると考えるので、海岸地区まちぢから協議会にも優先順位に応じたMCA無線を配備して頂くことを強く要望する。

### (3) コロナ禍での避難所対策

新型コロナウイルスの収束がまだまだ見えない状況の中、災害はいつやって来るかわからない。避難所運営での感染症対策は行政の最重要課題であり、次の事項について市の対策を回答いただきたい。

- ① 指定避難所である東海岸小学校や第一中学校の感染症対策備蓄品は現在どの程度確保しているか数量を含め、具体的にお答えいただきたい。また、避難所運営に当たり、居住部分や共用部分(通路やトイレ、手洗い場等)のソーシャルディスタンスを考慮したレイアウトを作成しているか、また、これにより全体で何人の避難者の受入れが可能となるか。
- ② 感染症対策は行政(配備職員含む)と保健所の連携が重要である。実際に指定避難所である東海岸小学校や第一中学校の現場について、感染症対策の観点からチェックし、問題点について対策されているか。
- ③ 海岸地区では東海岸小学校と第一中学校が隣り合わせの指定避難所になっている。コロナクラスターが発生しないように、どちらかの学校に感染の疑いのある方を集めて収容すべきであり、さらに、感染の疑いのある方を避難所から移動する行先(ホテル・旅館・その他民間施設)の確保は現在どの程度進んでいるか。クラスターを避けるためにも分散避難が有効と思われる。しかし、行政では小規模の公共施設はクラスターが逆に発生する危険性が高いと言う事で開設の考えはないと伺っている。「うみかぜテラス」をはじめ公共施設を、災害時に避難所として使用出来るようにする事が行政の責務だと思うが、行政だけで判断せず、外部専門家の意見も聞いて対策を講ずることをお願いする。

## 【回答】市民安全部防災対策課・保健所保健予防課

### (1) GIS・地理情報システムの活用について

GISシステムの活用につきましては、平成28年度に試行的にGISシステムを導入し、これまでも職

員研修などを実施し、本市の災害対応への利用促進を図ってきたところです。

しかしながら、GISシステムは地図情報に落とし込まれたデータ量が膨大であるため、使用に際して、高速通信環境や高性能パソコンが必要となり、災害発生時は、高速通信環境の回線が混雑する状況が生じ易く結果として処理が滞るなどの課題もあります。

災害時の被災状況を災害対策本部が迅速に収集し、適時的確に地域へ情報提供していくことが、応急復旧から復興へつなげていくために重要であると考えており、文字情報による情報受伝達の活用など、情報の迅速化と精度向上に向けて様々な手法を、引き続き研究してまいります。

### (2) MCA無線の配備について

MCA無線につきましては、災害時に災害対策本部と情報受伝達を行うため、災害対策上の拠点となる公共施設や避難所等に配備しています。

災害時における地域の情報受伝達は、市内の公立小・中学校が災害対策地区防災拠点となり、災害情報及び支援情報を集約するとともに、災害対策本部と連絡を取り合い、自主防災組織や避難者へ情報提供してまいります。

MCA無線の配備は、本市で用意できる台数に限りがあり、原則として、災害時の活動施設に配備しているため、各種団体に配備することは困難な状況となっています。

今後は、本市と地域の皆様が速やかに意思疎通を図ることができるよう、様々な手法について研究してまいります。

### (3) コロナ禍での避難所対策について

#### ① 東海岸小学校、第一中学校の感染症対策備蓄品確保状況について

##### ㊦ 感染症対策用品(ボックス収納内容)

避難所において、感染を拡大させないこと、避難所関係者が感染しないことを目的として感染防止用品等を購入し、避難所開設時に取り出しやすいように一つのボックスに収納し各校に配備しています。

品名	数量
マスク(30枚入り)	3箱
フェイスシールド	10枚
ディスポグローブ(100枚入り)	1箱
ディスポガウン(20枚入り)	1箱

非接触型体温計	2個
単3電池(非接触型体温計用)	4本
手指消毒液	5本
アルコール除菌シート(20枚入り×2パック)	5個
ハンドソープ	5個
ペーパータオル(200枚入り)	3袋
シューズカバー	50足
立入禁止テープ	1個
養生テープ	3個
レジ袋(下足入れ用)(100枚入り)	3袋
ゴミ袋45ℓ(10枚入り)	3袋
ゴミ袋90ℓ(10枚入り)	3袋
次亜塩素酸ナトリウム液(キッチンハイター)	1本
次亜塩素酸ナトリウム液容器	1個
感染予防関係ポスター	数種類
避難所での感染を防ぐためのサポートブック	1冊

※収納ボックスの他、

マスク4箱、ペーパータオル1袋、  
シューズカバー50足、レジ袋2袋を備蓄

#### ① パーソナルテント 5張

避難所において、体調不良者からの飛沫感染を防止する目的として購入しております。

#### ② エアーマット(20個入り、専用ポンプ付) 1箱

主に体調不良者がパーソナルテント内等で使用することを目的として購入しております。本製品は、空気層により床との接地面温度を遮断することで保温状態を保ち、床からの寒さから身を守ります。

#### ③ 大型扇風機 4台、小型扇風機 5台

避難所における熱中症対策及び感染症対策としての換気を目的として購入しております。

また、当該製品を停電時にも使用できるように発電機1基、コードリール1台を併せて購入しており、平常時は学校で活用しています。

#### ④ パーテーション 30張

避難所において、感染すると重症化しやすい基礎疾患をお持ちの方や妊産婦、高齢者等の感染拡大を防止する目的として購入しております。本製品は、感染症対策以外にプライバシーの確保にも活用できると考えています。

#### ⑤ 多目的簡易ベッド 30台

床からの感染症対策として、また、床からの立ち上がりが困難な要配慮者の方の身体

的負担の軽減を目的として購入しております。本製品は、簡易ベッドとしての機能のほかに、腰掛け椅子としての機能や、脚部を分離することにより、テーブルとして利用することが可能となります。

#### ⑥ 感染症に配慮したレイアウト及び収容人数

現在、国が示す避難所のゾーニング(空間をテーマや用途に分けること)の考え方にに基づき、各避難所共通の基本的なレイアウト例を作成しているところですが、施設によっては対応が難しいことが想定されるため、令和2年度下半期において、実際の配置図を基に、保健所の助言を受けながら、配備職員が中心となり各小・中学校の避難所レイアウト(案)を作成していく予定です。

このような感染症対策を念頭に、避難者間の距離を十分に確保し受け入れる場合に、収容できる人数が減るとすることも想定されますが、津波などの緊急避難においては、避難者間の距離の確保よりも人命の安全確保を第一に優先していくことから、一概に収容人数が何割減るといったような、具体的な算出はしていません。

なお、緊急的な避難から避難生活へ切り替えていく際には、中長期的な避難生活を視野に入れ、避難者間の距離を十分に確保していくことや多くの避難所を開設していくなど様々な感染症対策を十分に講じていきたいと考えております。

#### ⑦ 感染症対策に係る保健所との連携と学校現場の問題点と対策について

避難所における感染症対策を進める上で、保健所との連携は非常に重要であるため、これまでも、感染疑いがある避難者の受け入れ先の検討や避難所での感染防止対策などについて、協議を進めてまいりました。

特に、避難所での感染防止対策に必要な用品の整備や避難所でのゾーニング等の検討や、避難所の感染防止に係るサポートブックの作成などは、国や神奈川県等の指針などを参考に、本市の避難所の実情などを考慮しながら、保健所と進めてきました。

また、避難所における感染防止対策は、専門的な知見を取り入れる必要があるため、保健所が実施した外部講師による研修会では、実際に避難所となる小学校で実地検証を行い、感染症の専門家の視点から具体的な避難所開

設時の問題点や対応策などの指導を受け、各学校の避難所開設時に役立てていけるよう、配備職員研修などを通じ、共有を進めてまいりました。

このように、避難所の感染防止対策については、保健所と連携しながら進めており、引き続き、課題解決に向けて取り組んでまいります。

### ③ 東海岸小学校と第一中学校のいずれかを感染疑い者用の避難所とすることについて

東海岸小学校と第一中学校を「一般者用」「体調不良者用」と分けすることは、両校が隣接している点や敷地内の行き来が可能という利便性などを含め、感染症対策として有効性は確認できますが、市域での統一的な対応を踏まえると課題があると考えています。

本市では、現段階で、小規模公共施設を体調不良者等の受け入れ先としており、仮に第一中学校を体調不良者用の受け入れ先と限定するのであれば、小規模公共施設と同様に、市域における避難対策上の位置付けとすることがあると考えます。

そうした際には、これまで東海岸小学校や第一中学校を避難所として認知している方にとっては、避難先が変わることで困惑されてしまう恐れもあり、また、保護者や学校関係者などの理解を得ることなども必要であると考えられます。

また、現在、各避難所において、一般者の受け入れを行う中、体調不良者は専用のスペースを設け一般者と混在しないよう受け入れていくことにしていますが、二校の位置付けを分けることで、一般者用の学校に避難者が集中してしまうことも懸念され、反対に、感染疑い者用とした学校は、本来収容できるスペースなどを活用することができなくなることも考えられます。

市内の避難所における避難者の状況は、地域の災害特性等により一定ではありませんが、できる限り避難者が分散されることが望ましく、特にコロナ禍の避難においては、これまで以上に集中を避ける必要性が求められます。そうしたことを受け、本市では避難所ごとの収容状況などを情報発信し、避難所間の分散化なども進めるため、新たにホームページに「防災緊急情報サイト」を構築し、平時におけるハザードマップや各種広報紙等による周知とあわせ、すべての小・中学校は同一の位置付けと

し運用していくことで、災害時の円滑な避難の実施につなげていきたいと考えております。また、「うみかぜテラス」を始め避難所となりうる可能性のある公共施設についても、災害時に避難所としての活用に向けて、関係各課と協議を進めているところです。

## 6 「体験学習センターうみかぜテラス」の利用及び管理運営について

### ● 予約及び利用方法について

現在利用登録団体が旧青少年会館及び旧福祉会館利用登録団体の1.5倍強に増えたことにより集会室等の確保が難しくなっている。海岸地区は集会施設が少なく、うみかぜテラスは海岸地区集会施設として旧福祉会館同様に地区各種サークル及び老人会が従来通り利用出来ると説明を受けていた。しかし、現状は部屋が確保出来ないために活動を休止せざるを得ない団体が出てきている。調理室・多目的室等利用の場合、他地区の団体が当該施設に利用申し込みをするため、抽選で予約が取れないことが多々ある。特殊設備を設けた部屋については、地区サークル・団体の優先予約を検討いただきたい。建設前の地元説明会ではそのように受け取れる説明があった。

・海岸地区には60人以上を収容できる集会施設がない。大人数での敬老会・忘年会・新年会等の行事については、優先予約及び利用規則の一部変更を検討いただきたい。

### ● 管理運営及び設備について

・うみかぜテラスは入口が1Fに2か所、B1Fに1か所あり、いずれも自動扉のため開館中は利用者以外の方も自由に出入り出来る。しかし管理事務室はB1Fにあり、人の出入りがチェック出来ない状態で、小学生が見知らぬ男性から声を掛けられる事があったと聞き及んでいる。また、館内利用規則及びルールの周知徹底ができていないために、館内を走り回る児童・生徒が高齢者とぶつかり高齢者が転倒するといったことが多々あり、いずれも利用者の安全面に問題がある。

・設備についても次の様な現状の問題点が挙げられる。

① 昨年、多目的室Aの階段席での高齢者の転倒事故が発生。

② 各集会室等にカーテン等日除けがないため、

時間帯によっては日差しを避けて使用している。また、プロジェクターの投影画面を暗くすることができない。

③ 育児向け集会室は床が堅く利用者が使いたがらない。

- ・ 利用者のために月1回のみでの休館としたがために、職員のローテーションで全員が揃う機会がなく、管理運営上の問題点が共有化できていないという話も職員から聞いている。

以上、管理運営及び設備の問題点について今後の改善を要望する。

## 【回答】教育推進部体験学習センター

### (1) 予約及び利用方法について

体験学習センターうみかぜテラスの施設予約につきましては、御利用を希望される方が多い場合は、抽選で予約団体を決定する手続きとなっております。一方で、関係団体の皆様が、市の施策と密接に関わる事業を実施する場合は、当該団体を所管する課を通して抽選予約の前に施設予約を行っております。

施設の抽選予約は市内登録団体の皆様に一斉に行っているため、競合する場合もございますが、貸室の数は旧福祉会館、旧海岸青少年会館の2施設よりも多く、利用時間も1時間単位となっておりますので、活動の内容に応じて、貸室の種類や曜日、時間帯をお選びいただくことが可能です。現在、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から利用時間や利用人数の制限を行っており、その制限の中で活動いただくことが可能な登録団体の皆様に利用いただいていることから、比較的予約が取りやすい状況となっております。また、施設予約システムでは、抽選申し込みをされる時点で、申し込みの少ない部屋・時間帯も確認いただけますので、御予約の際に参考にいただければと存じます。

なお、海岸地区まちぢから協議会に所属する団体等の活動に関しましては、体験学習センターの建設前にお寄せいただいた要望等を踏まえ、市の施策と密接に関わる事業として市が認めた事業については抽選予約の前に施設予約をお受けしており、市として可能な範囲で対応させていただいているところです。

大人数での敬老会・忘年会・新年会等の行事につきましては、体験学習センターが旧福祉会館の機能を引き継ぐ一方で、子どもから高齢者まで様々な方が訪れる施設であり、子育て世代の交

流や学生の学習等にも利用いただいていることから、一定のルールを設けております。また、現在、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から水分補給以外の飲食はお控えいただいておりますので、施設をご利用される皆様には御不便をお掛けいたしますが、御理解いただきますようお願い申し上げます。

### (2) 管理運営及び設備について

体験学習センターにおける利用者の皆様の安全性につきましては、職員が定期的に館内を巡回し、適宜、お声掛けをするなど常に細心の注意を払いながら事故等の防止に努めているところです。

また、館内の設備につきましては、

- ① 多目的室の移動観覧席については、昨年度の転倒事故を受け、手すりを増設いたしました。移動観覧席の操作は、職員が行いますが、多目的室を利用してイベント等を行う際には、主催団体との打ち合わせの中で、安全面のアナウンスを徹底していただくようお願いしております。
- ② 集会室の日よけにつきましては、一部の貸室ではロールカーテンを設置しており、プロジェクターのご利用も可能な仕様となっております。事前にお問い合わせいただくことで、相応な貸室の御案内等ができるかと思っておりますので、職員に御相談ください。
- ③ 育児向け集会室には、床暖房を設置しており、小さなお子様や保護者の方々が直接、床に座ってお過ごしいただくことが可能となっております。床が堅いとのお意見につきましては、一部ではございますが、マットを御用意しております。

職員の情報共有につきましては、毎朝の朝礼の中で申し送り事項を引き継ぎ、注意を徹底しているところです。今後とも利用者の皆様が安全に安心して使える施設を目指し、施設運営を進めてまいります。

